# 明治学院同窓会役員選考規程

(目的)

第1条 この規程は、明治学院同窓会会則第21条(評議員会・執行機関代表・理事会・監事)、第22条(役員の選考)、第23条(役員選考委員会)及び第24条(役員の任期)に基づき、同窓会の円滑な運営を行なうに足りる、十分な同窓会活動経験と知識を有する明治学院同窓会会員より厳正かつ公平に同窓会役員を選出することを目的とする。

### (役員選考委員会の設置)

- 第2条 役員の選考を公正かつ円滑に行うため、同窓会員の中から、同窓会役員選考委員 を選出のうえ、役員選考委員会を設置し、役員選考に関わる業務を執行する。
  - 2. 役員選考に関わる事務処理については、前項に拘わらず同窓会事務局が行うことができるものとする。
  - 3. 当委員会は別に定める役員選考委員会運営要項により業務を執り行う。

## (役員選考委員会の委員構成)

第3条 役員選考委員会の委員は、以下の人員構成とし、評議員会の承認を得て、同窓会会長が委嘱する。但し、委嘱された役員選考委員は役員候補者として、立候補、推薦により、候補者となることはできない。なお、評議員及び監事はこの限りではない。また、会長、副会長及び事務局長は役員選考委員になることはできない。

理事会より選出する役員選考委員

3名以内

各学校同窓会より各同窓会が選出する役員選考委員

明治学院大学同窓会2名以内明治学院高等学校同窓会2名以内明治学院中学校・東村山高等学校同窓会2名以内テネシー明治学院高等部同窓会2名以内

テネシー明治学院高等部同窓会 2名以内 首都圏ブロック(東京・埼玉・千葉・神奈川 各1名) 4名以内

地方ブロック

(首都圏ブロックとは重複しないように支部委員会が選出する) 3名以内

以上18名以内を役員選考委員とする。但し、選考委員会への出席が十分可能であるとする書面を推薦時に提出するものとする。

# (役員候補者の選考機関と選出員数)

- 第4条 役員候補者の選考機関は役員選考委員会とし、以下の役員候補者の選考を行う。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 3名
  - (3) 理事 2 4 名以内
  - (4) 監事 2名
  - (5)評議員 70名以上90名以内

内、副会長1名は会長指名とする(会則13条6項)。

但し、会長指名の副会長候補者については、役員選考委員会における会長所信表明 時に会長候補者が公表し、また上記に掲げた役員の選考の順序は、掲げた順番に行 うものとする。

# (役員の選出決定機関)

- 第5条 役員の選出決定機関は評議員会とする。
  - 2. 会長候補者は評議員会で所信表明する。

(役員選考委員会の任期と欠員対応)

- 第6条 役員選考委員会は、役員就任年度の任期最終年第1回評議員会後に発足し、全役員の選任完了(任期最終年の第2回評議員会承認後)をもって解散する。
  - 2. 任期中に役員選考委員の欠員が生じた場合、必要に応じてその補充については役員選考委員会に一任する。

(役員選考委員会の委員長・副委員長の選任及び他の役員の選任)

- 第7条 役員選考委員会の委員長は、委員の互選により選任する。
  - 2. 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
  - 3. 議事録署名人(2名)、選挙管理要員(開票者3名以内、開票立会人2名)等の選任は委員の互選により選任する。

### (役員選考委員会の成立と議決)

- 第8条 役員選考委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数 をもって決定する。 賛否同数の場合は委員長が決定する。
  - 2. 役員候補者の選考決定のうち、会長候補者は出席者の過半数をもって決定する。 その他の役職の選考は得票順位により決定する。

# (役員選考委員の責務)

第9条 役員選考委員会の委員は、公正かつ円滑な選考活動をする責務がある。

## (役員選考委員会の責務)

第10条 役員選考委員会は、選出資格及び選出経過を評議委員会に説明する責務を負う。

### (役員候補者の資格)

- 第11条 役員候補者は、次の要件を満たした者でなければならない。
  - (1) 同窓会会員であること。
  - (2) 同窓会の事業活動に積極的かつ協調的に参画しており、活動を維持できる者。

### (役員候補対象者の募集方法)

- 第12条 役員選考委員会で選考する役員候補対象者については、次の方法で募集する。
  - 2. 次の方法による候補者の受付とする。
    - (1) 立候補(ただし、所属ブロック長及び所属支部長の承認が必要)
    - (2)各学校同窓会からの推薦
    - (3)所属ブロック及び所属支部の中からの推薦
    - (4) 同窓会理事会からの推薦
    - (一般会員・支部会員を含む役員推薦は上記組織団体の同意を得るものとする。)
  - 3. 各役員の候補被推薦者(定数)は次のとおりとする。
    - (1)会長 1名
    - (2)副会長 3名
    - (3) 理事 2 4 名以内
    - (4) 監事 2名
    - (5) 評議員 70名以上90名以内
    - (6) 理事、評議員推薦は規程第16条及び第17条による。
  - 4. 会則第24条の規定に基づき、継続して同一役員での任期が2期目にある現役員を同一役員候補者とすることはできない。

(選挙に関わる公示・広報)

- 第13条 明治学院同窓会本部は、第2条に定める「役員選考委員会運営要項」に基づいて 役員就任前年度早期に同窓会広報の方法により、役員選挙に関する公示並びに広報 を行う。
  - 2. 公示は次の内容で行う。
    - (1)選挙する役員並びに員数
    - (2)推薦に要する要件及び書類
    - (3)受付期間
    - (4)選考機関
    - (5) 議決機関
    - (6)選挙結果の公示
  - 3. 前項の公示内容の広報についてはインターネットの同窓会・各校同窓会ホームページ、大学・各校同窓会広報誌などのいずれかにおいて行う。
  - 4. 全役員並びに全国ブロック長及び全国支部長宛に文書にて行う。

## (会長候補者の推薦及び選考)

- 第14条 会長候補者は第12条第1項による。
  - 2. 第12条2項各号の推薦団体の同意を得て会長候補者を推薦できる。
  - 3. 会長候補者の選考は1名とし、第12条による候補対象者の中から選考委員の投票により選考する。

但し、出席者の過半数の得票をもって決定する。会長候補者が複数の場合、1回目の投票にて有効投票数が過半数に満たない場合は、上位2名の候補者にて決選を行う。

### (副会長候補者の推薦及び選考)

- 第15条 副会長候補者は第12条1項による。
  - 2. 第12条2項各号の推薦団体の同意を得て副会長候補者を推薦できる。
  - 3. 副会長候補者は2名とし、第12条による候補対象者の中から選考委員の投票により、得票順に選考決定する。

#### (理事候補者の選考)

第 16 条 理事候補者は定数 2 4 名以内とし、次の選出母体より選出推薦された候補者を選 考委員の投票により得票順位によって選考決定する。

各ブロック及び支部からの推薦

8名以内

各学校同窓会から原則として各2名推薦

8名以内

同窓会理事会からの推薦

8名以内

(会則第14条第3項一般会員・支部会員を含む)

#### (評議員候補者の選考)

- 第17条 評議員候補者は定数70名以上90名以内とし、次の選出母体より選出推薦された候補者を選考委員によって選考決定する。
  - (1)各学校同窓会から原則として各5名推薦 20名以内
  - (2)会則第19条に定めた

全国13ブロックからの各1名推薦

13名以内

全国支部の中からの各1名推薦

47名以内

(支部推薦の評議員は必ずしも支部長であることを要しない。また複数の支部がある都道府県については1名推薦する。)

(3) 同窓会理事会からの推薦

10名以内

(監事候補者の推薦及び選考)

- 第18条 監事候補者は第12条1項の立候補、推薦とする。
  - 2. 第12条2項の(2)(3)(4)の推薦団体の同意を得て監事候補者を推薦できる。
  - 3. 監事候補者は定数2名とし、第12条による候補者の中から選考委員の投票により、得票順位によって選考する。

## (役員選出評議員会の開催時期)

第19条 役員を選出決定する評議員会は、役員任期最終年度の秋季開催の評議員会とする。

#### (役員候補者の通知)

第20条 役員選考委員会は、会長、副会長、理事、評議員及び監事それぞれの候補者の名 簿を作成し、評議員会開催の14日前迄に評議員に送付することとする。

# (本規程の改定)

第21条 本規程の改定は理事会の議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

#### 付則

本規程は2006年10月28日の定例評議員会にて承認された。

本規程は2006年10月28日一部改定。

本規程は2006年11月21日より施行する。

本規程は2010年2月20日の臨時評議員会・総会で承認された。

本規程は2010年2月21日より施行する。

本規程は2012年5月26日の評議員会・総会で承認された。

本規程は2012年5月27日より施行する。

本規程は2016年5月28日の評議員会・総会で承認された。

本規程は2016年5月29日より施行する。

本規程は2018年5月26日の評議員会・総会で承認された。

本規程は2018年5月27日より施行する。